

第12回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年 6月29日 開会
平成30年 6月29日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年6月29日 第12回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時58分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第12回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号11番森委員、12番石森委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただいま報告が終わりました。質疑等ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と賃貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。

それでは、初めに所有権移転案件、番号5番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年6月29日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件1件でございます。

番号5番、譲渡人は、統太に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況牧場、面積は、33,941平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書3ページに3条番号5の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補

足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号5番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため買い受ける内容であり、6月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号5番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号5番は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定案件、番号6番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 番号6番、貸主は、土幌町に住所を有する方、借主は、千才町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、26,182平方メートルです。契約の種類は、賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成30年7月2日から平成35年11月30日までの5年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、遠方のため、所有する農地を賃借人に貸し付ける。借主は、経営の規模拡大を図るため、賃貸人より借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書4ページに3条番号6の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の福田委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号6番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大を図るため賃貸人より借り受ける内容であり、6月14日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号の番号6番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号6番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成30年6月29日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。

番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、育成牛の飼育頭数の増加に伴い、既存の施設では手狭になったことから、新たに繁殖牛舎等の施設を建設するためであります。選定用地につきましては、現農業用施設用地では規模に見合った敷地を確保することができず代替地も無いことから選定用地を選択したのですが、おおむね56.05ヘクタールから9,930平方メートルを用途変更するもので農用地の集団化には問題がなく、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。また、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合は、議案書7ページから26ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更につきましては、変更に係る面積が10,000平方メートルを超えないので、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書28ページをご覧ください。議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年6月29日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請人は、貸主であります稲穂に住所を有する方、借主は子である稲穂に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として繁殖牛舎等の建設及び作業用通路となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地利用計画に指定された用途に供するときとあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。29ページから45ページに位置図、施設配置図、地積測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、7月25日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。

初めに番号1番～7番及び9番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書46ページをご覧ください。議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。平成30年6月29日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられ

ており、農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。ただいま審議いただく農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から7番及び9番の8件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。確認要件につきましては、議案書47ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件は、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。組合員、株主又は社員が農地法第2条第3項第2号イからチに規定される者でなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件がございます。

ただいま審議いただきます番号1番から7番及び9番の法人につきましては、別添の第12回農業委員会総会議案説明資料1ページから14ページ及び17ページから18ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号1番～7番及び9番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号1番～7番及び9番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に番号8番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号6番、大坂委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(大坂委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書46ページをご覧ください。ただいま審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号8番の1件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、別添の第12回農業委員会総会議案説明資料15ページから16ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、先ほどご説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、

適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号8番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号8番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号6番、大坂委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(大坂委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第4号の番号8番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第12回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時58分閉会